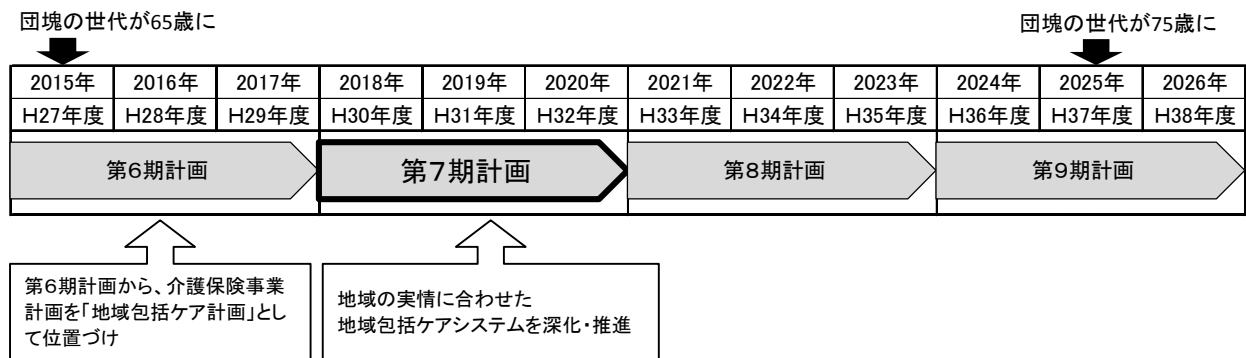


## 第7期介護保険事業計画の基本指針について

- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。
- 基本指針では、第6期以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。
- 第7期では、第6期での施策等を踏まえて、2025年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となる。



- 地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を目的とした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が、平成29年5月26日に成立、6月2日に公布された。
- その中で、自立支援、介護予防、重度化防止、介護給付費の適正化等の施策及び目標を計画に記載することや、それらの達成状況等に関する調査・分析・評価・公表といったPDCAサイクルを回すことが求められている。
- 改正法等を踏まえた第7期の基本指針案における現行指針からの主な変更点は次のようになっている。

### 《現行》

### 《見直し案》 (平成29年2月27日時点)

#### 第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

- 介護予防の推進 → ○自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり → ○地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 介護給付の適正化 → ○効果的・効率的な介護給付の推進
  - 高齢者虐待の防止等【新設】

#### 第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

- 達成状況の点検及び評価 → ○目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
  - 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定【新設】
  - 人材の確保及び資質の向上【新設】